【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二十二条　削除

（改正前）

第二十二条　第十八条第一項各号に掲げる者の名義の株式を実質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同条同項各号に掲げる者と連帯して同条の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事実があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを証明したときは、この限りでない。

②　前項の場合においては、第十八条第一項各号に掲げる者を支配する者は、これを同条同項各号に掲げる者とみなす。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二十二条　第十八条第一項各号に掲げる者の名義の株式を実質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同条同項各号に掲げる者と連帯して同条の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事実があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを証明したときは、この限りでない。

②　前項の場合においては、第十八条第一項各号に掲げる者を支配する者は、これを同条同項各号に掲げる者とみなす。